空き家ハンドブック

~あなたの空き家 困っていませんか?~



砺波市市民生活課 となみ暮らし推進班





目次

1	空き家の所有者になってし	<i>、</i> まったあなた ・・・・・・・	P 3
2	空き家予備軍のあなた	• • • • • • • • • •	P13
3	空き家に関係するお役立る	ち情報 ······	P18
	空き家は、早めの対策	が重要です ・・・・・・・	P19
	• [予防] 空き家になる	S前の対策 ····・・	P20
	[相続/登記] ・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P21
	〔税金〕	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P22
	[適正管理] ・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P23
	[利活用]	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P24
	• [砺波市空き家情報	バンク] ・・・・・・	P25
	• [老朽危険空き家]	• • • • • • • • • • •	P26
	• [取壊し] ・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P27
	[田畑/山林] ・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P28
お	気軽に、ご相談ください!	• • • • • • • • • •	P29
とな	なみ暮らし推進班・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P30

空き家の所有者になってしまったあなた (P3)へ 空き家予備軍のあなた (P13)へ

砺波の里の家も、空き家 になって、もう 5 年やなぁ。 そろそろ何かせんなんなぁ。 実家の両親も高齢やし、 家を継ぐ人もおらんから、 近い将来、空き家に なってしまうちゃ。





空き家の所有者になってしまったあなた



砺波の里の家も、空き家になって、 もう5年やなぁ。そろそろ何かせんなんなぁ。



空き家のままにしていても、維持費用が結構かかるんや ちゃ。相続や登記もちゃんとせんなんなぁ。

(1) P5

こんな家を、利活用(賃貸や売買)できるかわからん ちゃ。

(2) P6

所有者さん

ずいぶん傷んできたなぁ。 でも、もう住まない家に修理費用は出したくないがよねぇ。

(3) P7

家の中に家財道具や仏壇が残ったままやし、撤去費用 も安くないし、このままやったら、利活用できんちゃ。

(4) P8

近所の人の目が気になるし、 新しく住む人が、ご近所に迷惑をかけると困るがよねぇ。

(5) P9

 \bigcirc

空き家を放置していても、何にも良いことはありません。



空き家をただ持っているだけでも、維持管理費用がかかります。(固定資産税、庭木剪定や除草費用)

相続や登記は、居住している時から、準備しておきましょう。 (詳しくは、**P21**へ)

- 一般的に空き家は、3年放置すると傷みが出てきます。 (ボイラーや屋根等が壊れたりします。)
- 時間が経つほど、状況は悪化していきます。(空き家は劣化し、空き家に関心がなくなります。)

利活用するに は、傷んだ家の 改修が必要。

 1年目
 2年目
 3年目
 4年目以降~

 空き家になって、3年間が大切 (相続の解決、親戚の理解)
 3年目までに処分できないと 空き家のまま放置される傾向

 2

空き家を欲しい人は、たくさんいます。 しかし、物件が不足しています。



• 砺波市の空き家数は、**489戸**あります。

空き家情報バンクに関して、 (詳しくは、<u>**P25</u>へ)**</u>

- ・ 砺波市には、空き家を売りたい人(貸したい人)、 買いたい人(借りたい人)をつなぐ「空き家情報バンク」があります。(登録・利用には、お金は一切かかりません。)
- 知っていましたか?空き家を探している方は、370人以上の 登録があります。その内6割以上が賃貸物件を探しています。
- 空き家情報バンクに登録され、案内可能な物件は
 25件(売買21件、賃貸2件、売買・賃貸両方可能2件)
 です。

 (R3.8現在の統計)

もっともっと空き家の登録が必要です! あなたの空き家を活用しましょう!



空き家情報バンクに登録された物件には、改修費等に補助金が出ます。

• 空き家情報バンク補助金制度

空き家情報バンクに関して、 (詳しくは、**P25**へ)

項目		種類	補助金の金額	
		改修補助金	改修費1/2(限度額 50万円)	
売買	購入者		改修費3/4 (限度額 200万円) (三世代同居200万円、近居100万円)	
	所有者	改修補助金	改修費1/2(限度額 20万円)	
賃貸	賃借人	家賃補助金	家賃月額1/2 (限度額1万円/月額、3年間)	

空き家を放置すると、 劣化が進み、多額の 修繕費が必要となり ますので、早めの対策 が重要です。 (詳しくは、**P19**へ)

<例えば・・・ 賃貸(家賃2万円で3年間)する場合>

- 灯油ボイラー交換に20万円、床や建具補修、清掃、ごみ撤去に20万円の合計40万円がかかった ⇒ 補助金が20万円ありますので、自己負担は20万円となります。
- <u>家賃2万円で3年間賃貸すると、合計72万円の収入</u>となり、上記の自己負担金20万円+維持費(固定資産税等)を差し引いても、**少ない負担で空き家を維持**できます。

支出 55万円

改修費用 40万円

+ 維持費 15万円



収入 92万円 補助金20万円

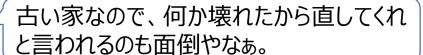
家賃収入 + (3年間) 72万円 4

空き家情報バンクでは、所有者と買主(借主)の相談によって、双方納得した条件が決められます。



費用と手間をかけたくない。

家財撤去には費用がかかるし、まだ捨てたくないがやちゃ。



仏壇やお墓が残ったままながやちゃ。

安く借りて、自分で住みやすくしたい。

一部屋を荷物部屋にしてもらっても大丈夫。 使える物は使わせて欲しい。

→ 古い家であることは理解して、ある程度は、 自分で修理します。

> 仏壇は残っていても、本尊や位牌や遺影を取り出してもらえれば大丈夫。お墓は 庭の外と考えて、気にしません。

庭木の手入れや草刈りが大変ながやちゃ。



自分の庭と思って、庭木の手入れや草刈りをします。



所有者さん

一方的な条件ではなく、 **お互いの希望をすりあわせて**、 話を進めていきます。

家を探している人

5

所有者と借主との間でマッチング期間(賃貸)を設けることで、不安を解消できます。



マッチング期間 (賃貸 のメリットについて、 (詳しくは、P10へ)

家の維持管理 をしてくれるか 心配やなぁ?

物件の活用方 法が決まってない がよねぇ

お互いの

買い物が遠い、寒さ や雪、砺波の生活に なじめるかしら?

家を大切に扱っ てくれるか心配 やなぁ? 家財や仏壇、 お墓があるが よねぇ

不安を

だ近所や地域 借主がどんな人か に迷惑をかけ わからないが ないか心配や よねぇ なぁ? 解消

ご近所や地域と 上手くやって いけるかしら?

田舎暮らしに憧れて家 を買っても、住み続け られるかしら?



不安

マッチング 期間

不安



家を探している人

所有者さん

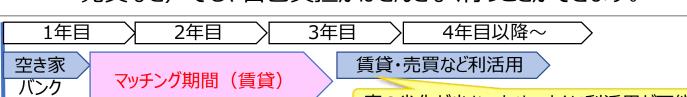
(物件購入を前提に) 賃貸で1~2年住ん でみる期間を「マッチング期間」と言います。

マッチング期間(賃貸)のメリット

- **となみ暮らし推進班** TEL: 0763-33-1372 (直通)
- ① 所有者さんの経済的な負担が減ります。
 - 空き家の固定資産税、維持管理費等の費用を、賃貸収入でまかなえます。
- ② <u>家の劣化が防げます。</u>
 - 家賃収入や空き家バンクの補助金で、家を補修することができるようになります。
 - ・借主が日常生活を送ることで、家に風が通り、家の劣化を防げ、家の掃除、庭の整備(雑草、庭木の剪定)、防除(害虫駆除)なども行われます。
- ③ 所有者さん、借主の希望にそった柔軟な契約を結べます。
 - 家財はそのまま置きっ放し。家財を二階に上げて、一階だけ貸し出しできます。
 - 仏壇、お墓はそのままで、お盆などの法事を年に1回、2回行えます。
 - その代わり、借主はできるだけ安い家賃で住むことができます。など。
- ④ 次の利活用が容易です。

登録

• 3年経っても、家の劣化が少ないために、次の利活用(賃貸・ 売買など)でも、自己負担がほとんどなく行うことができます。



家の劣化が少ないため、すぐに利活用が可能

所有者さん

節囲で

よし、空き家バンクに登録してみよう!

→ となみ暮らし推進班に、すぐにご連絡を!





所有者さん

実際に空き家バンク を利用して、実家を 賃貸した所有者さん の感想は、**P12** へ 空き家のままにしては、質用が結構かかるんやちゃ。相続や登記していなんなぁ。

こんな家を、利活田解決 買)できるかわからんちゃ。

ずいぶん傷んできたないがよねぇ。 でも、もう住まな<mark>解決しま</mark>用は出したくないがよねぇ。

家の中に家財道具体は、大きまやし、撤去費用も安くないし、このは、利活用できんちゃ。

近所の人の目が気にない。新しく住む人が、からないでは、これでかけると困るがよねえ。







(5)



所有者Aさんの感想

5年間空き家になっていた実家を、県外から 移住されてきたご家族に賃貸されました。

所有者Aさん

賃貸されていかがでしたか?

- ・空き家の時は、固定資産税、庭木の管理、虫や動物の駆除など、誰も住まない空き家を所有するだけで、金銭的負担や、近所や地域に迷惑をかけているのではないかと精神的な負担がありました。
- ・空き家を賃貸するために、家の修理に約50万円程度かかり、古い家なので想定外の修理費がたまにかかりますが、空き家情報バンクによる市の補助金が出ましたし、月約5万円の家賃収入によって、金銭的負担は、ほぼ無くなりました。

空き家情報バンクを利用されていかがでしたか?

- ・家の修理に約50万円かかりましたが、20万円の補助金が出たので、自己負担は30万円で済みました。また、<u>借主にも月1万円(2年間)の家賃補助があるので、お互いに金銭的な負担が軽減でき、助かりました。</u>
- 家財を残したまま(一室に押し込める)、仏壇はそのままで年2回の法要で使わせて貰うなど、 民間の不動産業者とは違って、<u>お互いの希望をすりあわせながら契約ができたので助かりました。</u>

ご近所の目はいかがでしたか?

•最初は、数名から心配されましたが、移住してきた家族は地域の人達から歓迎されて、生活に 不慣れなうちは、家の草刈りなど地域の皆さんが手伝ってくれて、結果的にはよかったと思います。

最後に、ぜひ伝えたいことはありますか?

- ・将来的には取壊すしかないと考え、後ろめたい気持ちがあって近づきにくかった実家が、以前のように人の気配が戻り、人が住むことで家の劣化も止まって、<u>家も喜んでいる</u>と思います。
- ・また、移住してきた家族が、まるで<u>自分の息子や娘が増えたようで、生活に張りが出ました。</u>



家を貸すことで、 金銭的、精神的な負担の軽減となった以上に、人 との新しい出会いが、所有者さんだけでなく、地域の 皆さまに良い影響を与えたようですね。

空き家予備軍のあなた



実家の両親も高齢やし、家を継ぐ人もおらんから、近い将来、空き家になってしまうちゃ。



まだまだ両親も健在だし、相続の話は面倒だから、 先延ばししても大丈夫やちゃ。

••• ① P15

空き家になった後のことについては、空き家になってから考えればいいちゃ。

··· ② P16

1

所有者が亡くなられてからの手続きは、 とても大変になる場合があります。



<u>将来的に利活用や取壊しを行うためには、相続問題の解決と、</u> 登記を正しくしておく必要があります。

- 所有者が亡くなってからの手続きは、大きな費用、大変な手間が必要になる場合があります。(詳しくは、**[相続/登記] P21**へ)
 - (例) 所有者がご健在であれば、子供、孫だけで済んだのに、亡くなってからは、 祖父、祖母の家系まで調査しなければならなくなってしまった。 (多額の調査費用、手間のかかる音信不通の親族の調査)
 - (例) 所有者が認知症になってしまったために、成年後見人の手続きが必要になってしまった。 (追加費用の発生)
- 相続放棄する場合、所有者が亡くなられてから、3か月以内に申請する 必要があります。それを過ぎますと相続放棄ができなくなります。
 - ※ 必ず一度はやらなければならいことです。 早めに、ご家族で相談ください。

2

空き家は、「所有」するか、「利活用」するかの二択です。早めの対応が重要です。



「所有」: 費用は全て所有者の負担として、のしかかります。

- 「適正管理」や「取壊し」を行う必要があります。
- 管理を適正に行わないと、家は急激に傷み、 近隣住民の方に多大な迷惑をかけることになります。
- 最終的には"危険空き家"として認定され、行政からの勧告など、所有者の責任は最後まで追及され続けます。

空き家を放置すると、 劣化が進みますので、 早めの対応が重要です。 (詳しくは、**P19**へ)

「利活用」:賃貸料や売却益で、所有者の負担軽減になります。

- 「賃貸」や「売買」を行います。
- 砺波市の空き家情報バンクへの登録をお勧めします。
- 「賃貸」のお勧め
 - 空き家は持っているだけで、固定資産税、維持管理費用がかかる上に、 人が住まないと、どうしても家に湿気がこもり、家の劣化が進んでしまいます。
 - 賃貸をすることで、その収入によって金銭的負担も軽減され、人が住むことで家に風が通り、家の劣化が軽減されます。
 - まだ物件を手放したくないという方は、「賃貸」をお勧めします。

空き家情報バンクに関して、 (詳しくは、**P25**へ) 今から相続と登記について家族で相談した方がよさそうやなぁ。将来、空き家をどうするかも、今から決めておかなんね。



まだまだ両親も健在が解決・話は面倒だから、先延ばししても大

••• ①

空き家になった後のでは、空き家になってから考えればいいちゃ

• • • (2)

空き家を所有する不安や利活用に関しては、「空き家の所有者になってしまったあなた」(P3)をご覧ください。

空き家の所有者になってしまったあなた



空き家に関係するお役立ち情報

空き家に関係するお役立ち情報を集めました。 空き家で、困ったことに直面したら、こちらを参考にしてみてください。

✓ (P19) 空き家は早めの対策が重要です

- ✓ (P20) [予防] ・・・ 空き家になる前から対策しましょう!
- ✓ (P21) [相続/登記] 一度はやらなければならないことです。
- ✓ (P22) [税金] ・・・ 固定資産税の軽減や控除に関する情報です。
- √ (P23) [適正管理] · 所有者が適正管理の負担を負います。
- √ (P24) [利活用] ・・ 空き家所有の負担を軽減できます。
- ✓ (P25) [砺波市空き家情報バンク]
 - ・・・・ 空き家を活用しよう!補助金もあります。
- ✓ (P26) [老朽危険空き家]
 - ・・・・ 勧告を受けると固定資産税の軽減が無くなります。
- ✓ (P27) [取壊し]・・ 処分方法や費用の目安を掲載しています。
- ✓ (P28) [田畑/山林] 田畑は自由に売買できません。

空き家は、早めの対策が重要です

- 空き家は、人が住まなくなると急激に劣化していきます。
- 空き家になって間もないおよそ3年以内が『家屋の「運命」が決まる重要な時期』で、 早めにご家族で話合い、利活用(賃貸や売買)や適正管理を行うことで、空き家 の有効活用の道が大きく開けます。
- 一方で、空き家を3年以上放置してしまうと、その後、利活用(賃貸や売買)をしたくても多額の改修費がかかるため、結果的に全て自己負担で<u>家を取り壊す</u>しかない状況になってしまいます。さらに、そのまま放置されやすく、将来的に<u>"老朽危険空き家"</u>となってしまうリスクが高くなります。(それでも所有者の責任は、追及され続けます。)

空き家になる前 (予防) 空き家になって間もない (3年以内を目途)

空き家になって相当経過(3年以上を目途)

家屋の「運命」が決まる重要な時期



家屋をきちんと管理していれば、劣化は少なく、 次の利活用も容易

家屋に人が住まず、管理をきちんとしないと、 家屋は急速に劣化 利活用のために 改修が必要になる

管理されていない 空き家は放置さ れやすい

「予防」空き家になる前の対策

あなたも空き家の所有者(管理者)になるかもしれません。

- ✓ 親が亡くなり、実家を相続することになった。
- ✓ 親が施設に入ることになった。
- ✓ 転勤になり家族で引っ越すことになった。など

居住しているときから、空き家になった時のことを家族で考えておきましょう。

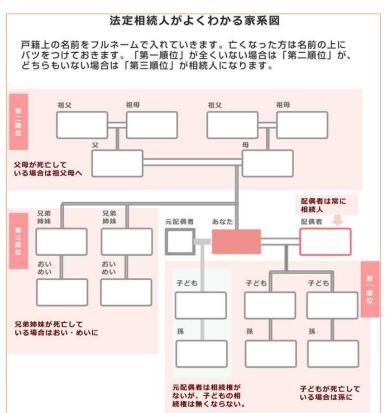
	項目	参照ページ	
	誰が相続人になるのか決めましょう。		
相続や	利活用(売却)するためには、登記が正しく登録する必要があります。登記は先々代のままという場合がありますので一度ご確認ください。	[相続/登記]	P21
税金に ついて	誰が税金(固定資産税)を支払うか決めましょう。	[税金]	P22
	家の管理費用についてもご確認ください。誰も住まなくても、草刈り、防除等の管理費用、台風や雪による修理費用等を、所有者が負担しなくてなりません。	[適正管理]	P23
空き家	空き家を「利活用」する場合	[利活用]	P24
正なる	土さ刻色は19万円19万万口	[空き家情報バンク]	P25
場合の	空き家を「所有」する場合	[適正管理]	P23
対応	土の外で「川竹」する物口	[取壊し]	P27

[相続/登記]

自分の意思とは関係なく空き家を相続します。

- 自分の意思とは関係なく「相続」という原因により、空き家の所有者になることがあります。「相続」とは、人が亡くなったときに財産を承継する制度です。
- 相続放棄する場合、所有者が亡くなられてから、3か月以内に申請する必要があります。それを過ぎますと相続放棄ができなくなります。

相続した空き家の相続手続きを済ませましょう。



- 亡くなった方の名義のままでは、空き家を売却できません。登記の名義変更を行う必要があります。
- 各相続人には法定相続分があり、遺産分割協議をしない場合は、各相続人の持分割合により、相続登記をすることになります。

(手続費用の目安15万円)

- 遺産分割協議をすれば、特定の相続人の単有 名義や特定の相続人の共有名義にできます。 話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所で 遺産分割調停によって解決できます。
- 相続人の1人が認知症の場合には、家庭裁判所に成年後見人等を選任してもらい相続手続を 進める必要があります。〔成年後見制度〕

(手続費用の目安10万円)

[税金]

固定資産税について

- 土地や建物をもっていると固定資産税がかかります。固定資産税は、毎年1月1日に土地、 家屋、償却資産を所有している人が市に収める税金です。
- 住宅は、その土地の固定資産税が軽減されています。
 - 住宅用地の特例措置

面積	固定資産税の課税標準額
住宅1戸につき200㎡まで	評価額 × 1/6
住宅1戸につき200㎡を超えた部分	評価額 × 1/3

- ★ 老朽危険空き家の勧告を受けると、固定資産税は上がります!
 - 老朽危険空き家(特定空き家等)と判断されて市から勧告を受けると、特定空き家等のその敷地は、固定資産税の<u>住宅用地特例による税の軽減</u>されなくなるため、結果的に固定資産税が上がります。

(お問合せ) 市税務課 0763-33-1111 (内線114)

<u>空き家を譲渡して得た所得は、税金の控除が受けられます。</u>

- 空き家の譲渡所得の特別控除に係る被相続人居住用家屋等確認書の交付
 - 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた 家屋を相続した相続人が、当該家屋又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土 地の譲渡所得から3,000万円を特別控除できますので、確認書の交付を受けてください。

(お問合せ) 市都市整備課 0763-33-1111 (内線245) 砺波税務署 0763-33-1073

[適正管理]

自分でできる適正管理

確認項目		認項目	確認内容	チェック
内部	1	通風•換気	すべての窓・収納扉の開放、換気扇の運転	
管理	2	通水	各蛇口の通水、各排水口に水を流す(防臭、防虫)	
	3	清掃	室内の簡単な清掃	
外部	4	郵便物整理	ポスト、玄関への郵便物・配布物の整理	
管理	(5)	敷地内清掃	落ち葉やごみの掃除	
	6	庭木剪定、除草	庭木の剪定・消毒、枝やツルの剪定、除草清掃	
点検	7	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	
	8	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	9	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

自分で適正管理が難しい場合

・砺波市シルバー人材センター(0763-33-4341)や 民間業者に管理委託する方法があります。



「利活用〕

利活用とは、「賃貸」や「売買」を行うことです。

- 空き家は所有するだけで、固定資産税の支払い、適正管理、取壊し等、全ての 費用が所有者の負担となってしまいますが、「賃貸」や「売買」によって得られる賃 貸料や売却益で、所有者の負担軽減になります。
- 利活用(賃貸、売買)するには、不動産会社又は砺波市空き家情報バンクを 活用する方法があります。

砺波市の空き家情報バンクへの登録をお勧めします。

- 利活用があまり進まない原因として、下記のような状況があります。
 - ✓ 家屋を手放すことは祖先に申し訳ない。神仏、個人にまつわる遺品などの処分が困難。
 - ✓ 知らない人に賃貸・売買することへの抵抗感がある。人の噂やいやな思いを避けたい。
 - ✓ 家財道具が多く、片付けや処分が困難である。
 - ✓ 利活用に(賃貸・売買)のための家屋の改修費用や取壊し費用を負担できない。
- 空き家バンクは、所有者のこのような状況を考慮しながら、買主(借主)との条件を、丁寧に調整しながら、決めていきますので、是非一度、ご相談ください。
- まだ物件を手放したくないという方は、「賃貸」をお勧めします。
 - ✓ 賃貸収入によって金銭的負担も軽減され、人が住む事で家に風が通り、家の劣化が 軽減されます。

[砺波市空き家情報バンク]

空き家情報バンク相関図

空き家の所有者・管理者 (空き家を貸したい・売りたい人)

- ①空き家情報の提供・登録
- ②利用希望者の情報を連絡

砺波市 空き家 情報バンク 空き家の利用希望者 (移住して空き家に住みたい人)

- ①空き家の問合せ・申込
- ②所有者の情報を連絡





③当事者同士で交渉・契約



項目		種類	補助金の金額	条件
売買	購入者	改修補助金	改修費1/2 (限度額 50万円)	10年以上の居住 (空き家購入)
元 英	ボーン・ に に に に に に に に に に に に に		改修費3/4 (限度額 200万円/100万円)	三世代同居/近居
	所有者	改修補助金	改修費1/2(限度額 20万円)	5年以上の賃貸
賃貸	賃貸者	家賃補助金	家賃月額1/2 (限度額1万円/月額·3年間)	5年以上の居住

[老朽危険空き家]

老朽危険空き家(特定空き家等)の認定

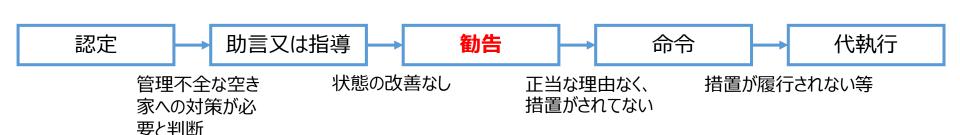
- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると判断されると、法令に基づく「老朽危険空き家」(特定空き家等)と認定されます。

認定後の措置

老朽危険空き家として認められると、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を行うよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」の第14条に基づき、助言又は指導、勧告、命令などによって、必要な措置をとることを求められます。

市から勧告を受けると、結果的に固定資産税が上がります。

• 固定資産税の住宅用地特例による税の軽減がなくなります。



※空き家がある限り、所有者の責任はまぬがれません。

[取壊し]

空き家の取壊し

空き家は適正に管理されないままに放置されると、急激に劣化が進みます。大変状態の悪い空き家は、利活用(賃貸・売買)するにも多額の修理費用がかかり、適正管理も困難になります。このような空き家は、"取壊し"を行い、駐車場や借地など土地を有効に活かすことも検討しましょう。

取壊し費用の目安

- 木造:1万円から4万円/坪
- 鉄骨造:2万円から5万円/坪
- 鉄骨コンクリート造:3万円から6万円/坪

家財道具の整理、処分

- 市のごみ出しルールを守りましょう。
- 粗大ごみは"クリーンセンターとなみ(0763-32-5648)"に持ち込むことができます。
- 自分で処分できない場合は、民間業者に処分を委託することができます。

仏壇、神棚や墓の処分

- 仏壇は、「魂抜き」などの法要を行って、専門業者に依頼するとよいでしょう。
- 神棚は、中にあるお札を近所の神社に返納して処分するとよいでしょう。
- 墓は、「墓じまい」を行って、お骨の新しい管理者を探したり、お骨供養して、お墓を 撤去するとよいでしょう。

[田畑/山林]

農地(田畑)を売買等をするには許可が必要です。

- 農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
- 主な認可基準(すべてを満たす必要があります)
 - 所有(借用)している農地のすべてを効率的に耕作すること。
 - 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
 - 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
 - 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

○ 砺波市の下限面積

地域	下限面積
東山見地区	30a
その他の地区	50a

※ 詳しくは、<u>砺波市農業委員会</u>にお問合せください。 0763-33-1111 (内線426)

お気軽に、ご相談ください!



砺波市市民生活課「となみ暮らし推進班」への相談

空き家の相続に関しては、名義変更、税金、各相続人の争いなど、様々な問題があることから、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、建築士、不動産会社、建築・土木会社などの専門家を紹介します。

(例えば)

- 相続について各相続人に争いがある、弁護士に相談
- 相続登記をすることがご自身で難しい場合、司法書士に相談
- 税金に関することは、税理士に相談
- 空き家の取壊しについては、解体業者に相談

<u>空き家情報連絡員〔通称:空き家コーディネーター〕への相談</u>

空き家情報バンク登録物件の増加につなげる橋渡しや利活用の相談を行うため、市内各地区の各自治振興会から推薦された21名の方に委嘱しています。何か空き家のことで悩んでおられることがあれば、この空き家情報連絡員にご相談ください。(地区の空き家情報連絡員の方がわからない場合は、「となみ砺波暮らし推進班」までご連絡ください。)

となみ暮らし推進班



砺波市役所 市民生活課 (本庁1階) 〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号 TEL: 0763-33-1372 (直通)

FAX: 0763-33-6818

E-mail: seikatsu@city.tonami.lg.jp

砺波市空き家情報バンクに関するお問合せ

砺波市空き家情報バンクのホームページ

http://www.tonami-life.net/archives/category/news/akiya

E-mailでのお問合せはこちらへ

1073de.kurasou@tonami-life.net



空き家情報バンク、移住・定住全般、移住体験ツアーなど、お気軽にご連絡ください。

平日	砺波市役所 市民生活課 となみ暮らし推進班
(定住体験ハウスの利用を除く)	TEL 0763-33-1372 (直通)
全てのお問合せ	〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号
土・日・祝日 空き家情報バンクのお問合せ	となみ散居村ミュージアム TEL 0763-34-7180 〒939-1368 富山県砺波市太郎丸80番地



とても迷惑で邪魔者になってしまった空き家だけど、

なつかしい思い出が詰まった大切な空き家です。

み んなで取り組み、減らそう空き家。生かそう空き家。

となみ暮らし推進班がお手伝いします!

となみ暮らし推進班 TEL: 0763-33-1372 (直通)